

広島県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年六月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町津江字女男岩四九四九番一地 先から 東広島市黒瀬町津江字西女男岩九三八番一地 先まで		二三・八〇 四八・四〇	二三・八〇 三九・七〇	五三・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五三・〇〇 メートル